

「マイナ保険証」利用で

限度額
認定証

申請の必要はなくなります

「マイナ保険証(※)」利用のメリットのひとつが、窓口での高額な医療費負担をしなくもて済む、つまり限度額を超える支払いが免除になる、というものです。

これまでは、健康保険組合に事前に申請し、認定証を発行してもらわなければ、限度額までに留めることができませんでした。

今は以下、2つが完了していれば、医療機関受診時に「マイナ保険証」として利用でき、上記のメリットを受けられます。

- ①マイナンバーカードを保険証として利用できるよう、マイナポータルやセブンイレブン等で登録済みであること。
- ②**現役社員**は、会社にマイナンバー情報を提供していること。(会社に届けなければ、オムロン健保の加入情報が医療機関で確認できません。)

[OLI\(人サ\)マイナンバー担当 mynumber-desk@omron.com](mailto:mynumber-desk@omron.com)

(注意)特例退職保険および任意継続保険 加入者は連絡対象外。オムロン健保で対応済。

(※)「マイナ保険証」とは、マイナンバーカードを「健康保険証」として利用登録したもののこと。



使ってみよう！
マイナ保険証

保険証利用の登録はここでできます

スマホ
で簡単!



<実証ベータ版> <正式版>

マイナポータル



受診時に
簡単に
できます!

医療機関窓口の
カードリーダー



カードを
かざし、4ケタの
暗証番号を
入れるだけ!

セブン銀行ATM



市区町村の窓口

2024年12月2日から保険証は廃止になります。
今から「マイナ保険証」を利用しましょう。

詳しくは厚生労働省Webサイトでご確認ください。

オムロン健康保険組合

マイナンバーカード 保険証利用

検索



【申請前にご確認ください】
 現役社員でマイナ保険証の利用申請をし、会社にマイナンバーを提出している場合は、**原則、限度額認定証の申請は必要ありません。**

| | | |
|------|-----|-----|
| 常務理事 | 事務長 | 担当者 |
|------|-----|-----|

健康保険 限度額適用認定申請書

〔兼 標準負担額減額認定申請書(被保険者が低所得者に該当する場合)〕

| | | | | |
|------------------------------|------------|---|---------------------|----------------------|
| 保険証記号・番号 | | — | 被保険者名 | *自署の場合は押印不要 ⑩ |
| 認定証が必要な方 *70歳以上で2割負担の方は不要 | カナ | | | (例:本人、妻、長男 など) |
| | 氏名 | 続柄 | | |
| | 生年月日 | ○ 昭和 ○ 平成 ○ 令和 | 年 月 日 | 性別 ○ 男 / ○ 女 |
| 適用期間 | 入院・外来・調剤 | *高額となる期間のみを記載 R 年 月 日 ~ R 年 月 日 (* 終了日が不明な場合、予定日で記入可。終了月は、開始月以降、最長6ヶ月です。) | | |
| 電話番号 | 入院中の連絡先TEL | | 会社TEL (トールまたは外線) | (退職者は記入不要) |
| 所属部署 | 社内便ロケ | (退職者は記入不要) | 社内便課名 | (退職者は記入不要) |
| 適用対象者の住所 | 〒 | | | |
| 上記のとおり健康保険限度額適用認定証の交付を申請します。 | | | | |
| 令和 年 月 日 | | | | |

<留意事項>

- この認定証を病院に提示すると、**病院で支払う窓口負担額を限度額までの負担に抑えることができます。**
 窓口負担額が限度額を超えない場合、既に支払済の場合は、適用されません。
 あらかじめ、**病院(医事課)で負担額をご確認ください。**支払済の場合、高額分は後日、自動的に還付しますのでこの申請は不要です。(認定証の提示は必須ではありません。)
- 2018年8月より70歳以上(*)の方も、希望者は病院での提示が必要です。**
 (*2割負担の方は申請不要です。高齢受給者証を、病院に提示してください。)
- 第三者行為(交通事故、暴力事件など)や業務上・通勤上で負傷したときは、この申請は行わず、健保にお問合わせください。**
- 認定証は、月単位で作成し、適用期間の開始月以降に発行します。**終了月は、開始月以降、最長6ヶ月**です。
 継続が必要な場合は、再度申請書を提出ください。
- 低所得者(住民税非課税者)に該当する被保険者(*)で、窓口負担限度額を軽減したい場合は、「(非)課税証明書」を添付してください。**(*認定証が必要な方が被扶養者であっても、被保険者の収入を確認します。4月~7月診療分については、前年度の非課税に関する証明を、8月~翌年3月診療分については、当年度の非課税に関する証明が必要です。)
- 収入区分、おおよその窓口負担限度額は下表をご参照ください。

| 収入区分 | 窓口負担 限度額 | 70歳未満 | 70歳以上 |
|---------------|------------------|-------|-------|
| 標準報酬月額 83万円以上 | 負担限度額 : 252,601円 | ア | Ⅲ |
| " 53万円~79万円 | " : 167,401円 | イ | Ⅱ |
| " 28万~50万円 | " : 80,101円 | ウ | Ⅰ |
| " 26万円以下 | " : 57,601円 | エ | |
| 低所得者(住民税非課税者) | " : 35,400円 | オ | |

健保記入欄

認定証No. _____

標準報酬月額 _____ 千円 ア・イ・ウ・エ・オ・Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ (標準報酬月額により区分)

有効期限 R 年 月 日 ~ R 年 月 日